

特集 損保協会 100年のあゆみ

損保協会の国際対応

【第19回】(最終回)



損保協会作成の記念ロゴ

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。最終回の今回は、同協会の国際対応を振り返る。

1. アジアへの保険技術支援

(1) 日本国際保険学校 (ISJ)

ア. 参加国・地域の拡大

1972年に開校した日本国際保険学校 (Insurance School (Non-Life) of Japan) 以下「ISJ」というのは、参加国・地域からの評価と期待が高まり、ASEAN経済閣僚会議等から参加国の拡大等を要請されるようになった(1985年)。1986年度以降、参加地域を段階的に増やしてきた結果、16

地域まで拡大し、卒業生は延べ1986人に達した(2016年)。イ. 上級コースの創設 (1993年2月18日) 保険審議会答申(1987年)において、ISJについて、「今後とも参加国からの要望等を踏まえ、その充実を図っていくことが望ましい」と指摘されたことから、マネージャークラスを対象とするワークショップ形式の上級コースを創設した(1991年)。上級コースでは、より高度な議論が行えるよう、参加要件の実務経験を5年とし、一般コースよりも少人数とした。

ウ. 海外セミナーの創設 損害保険協会の理事会(1993年2月18日)において、国際交流の推進の取り組みとして、現地に講師を派遣するセミナー創設を決定した。

2. 国際関係強化

(1) 海外保険協会との交流

ア. 協力覚書の締結 日米保険協力が、規制緩和・自由化に大きな影響を与えたことを受け、平時から海外の保険協会と良好な関係を築くことの重要性が認識された。損害保険協会では、欧米およびアジアの保険協会との対話・交流の積極的な推進を理事会(1997年2月20日)で決議し、役員相互訪問などにより、関係の構築・強化を図るとともに、11の保険協会と協力覚書を締結した(2016年現在)。

イ. 保険協会の国際ネットワークの構築 1996年10月に保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors) の会期に合わせて、国際保険協会会議 (International Meeting of Insurance Associations) の第1回会合が開催され、損害保険協会を含む15の協会(11か国)が参加した。その後毎年1回(2009年以降は年2回)開催され、通商課題、保険監督規制、消費者対応、自然災害対応などについて意見・情報交換が行われた。

その後、国際保険協会会議は、意見発信・情報交換活動の強化、プレゼンテーションを目的に国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations) 以下「GFIA」という(2012年)に改組され(2012年)、損害保険協会は設立メンバーとなった。GFIAには、テーマ別に作業グループが設置され、損害保険協会は、通商、資本、システミックリスク、税制等の作業グループに参加している。

また、損害保険協会職員が、GFIAの事務局を担う欧州保険協会 (Insurance Europe) に参加し、2015年7月〜2017年6月、情報収集、人脈強化を図った。

(2) 国際会議への参加 ア. 東アジア保険会議 東アジア保険会議 (East Asian Insurance Congress) 1962年設立)は、国際協力の促進と発展を目的とするアジア最大の国際保険会議である。損害保険協会は生命保険協会と交互に代表理事を派遣し(1984年以降)、また、隔年開催の大会にスピーカーやモデレーターを派遣し、情報・意見交換している。

イ. 東南アジア諸国連合保険会議 東南アジア諸国連合 (以下「ASEAN」という)域内の12の保険協会をメンバーとするASEAN保険会議 (ASEAN Insurance Council) 1978年設立)に、損害保険協会は域外の保険協会として初めてオブザーバーとして参加した(2013年)。

協定が施行された(1995年1月)。わが国も、金融サービス分野において、日米保険協定の1996年合意の内容を含む自由化を約束した(1997年12月)。

(2) サービス交渉の難航、自由貿易協定・経済連携協定の推進 5年以内の開始が規定されていた次期サービス交渉に向け、損害保険協会は、大蔵省へのヒアリング、一般社団法人日本経済団体連合会(以下「経団連」という)貿易投資委員会への参加、各国保険協会との情報交換など、取り組みを強化した。また、理事会(1999年11月18日)において、市場アクセスや国内民待遇の改善、規制・免許基準の客観性・透明性および公平な競争条件の確保などの基本的な考え方をまとめた「WTO次期サービス交渉に向けての提言」を決議した。さらに、欧米の主要金融機関・業界団体と共通の要望やモデル約束表の作成、WTO本部訪問団への参加などを通じ、情報入手、意見浸透を図った。

4. 保険監督・規制に関する国際基準に係る対応

(1) 保険監督者国際機構

保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors) 以下「IAIS」というのは1994年に米国で設立された。その後、スイス(バーゼル)に拠点を移し、現在の国際保険監督基準策定機関となった。損害保険協会は、1996年以降、IAISの年次会合に参加し、情報収集に努めてきた。

IAISは、各国の法律や規制が扱うべき項目を定めた保険基本原則 (Insurance Core Principles) を制定し(1997年)、原則を補完する基準や指針を策定した。また、有償のオブザーバー会員制度を導入(1999年)し、損害保険協会はオブザーバーとして同機構の会合に参加し、市中協議に対応した。

IAISが作成する国際監督基準は、当初のハイレベルで原則的なものから、保険会社の実務や各国の国内規制に影響する詳細なものへと徐々に変化した。また、世界的な金融危機を受け、保険グループの監督や監督当局間の国や業態を越えた連携の必要性が認識された。

2010年には「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み」(以下「コムフレーム」という)の開発が発表された。2014年からは、コムフレームの資本要件として国際保険資本基準 (Insurance Capital Standard) 以下「ICS」というの開発が本格化した。ICSを巡り各国意見に大きな隔たりがあったが、議論を重ねた結果、ICSを含むコムフレームの2019年採択、2020年実施を目指して開発を進めていくことで合意された(2015年)。

損害保険協会は、グローバルベースで一貫性のある資本要件を定めること、異常危険準備金を中核資本に含めること、自然災害リスクのリスク量算出において内部モデルの使用を許容することなどの意見を表明した。

関係強化 IJS卒業生は、わが国損害保険業界の良き理解者であり、アジアへの働きかけを行う際に重要な推進を理事会(1997年2月20日)で決議し、役員相互訪問などにより、関係の構築・強化を図るとともに、11の保険協会と協力覚書を締結した(2016年現在)。

イ. 保険協会の国際ネットワークの構築 1996年10月に保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors) の会期

IAISは、各国の法律や規制が扱うべき項目を定めた保険基本原則 (Insurance Core Principles) を制定し(1997年)、原則を補完する基準や指針を策定した。また、有償のオブザーバー会員制度を導入(1999年)し、損害保険協会はオブザーバーとして同機構の会合に参加し、市中協議に対応した。

IAISが作成する国際監督基準は、当初のハイレベルで原則的なものから、保険会社の実務や各国の国内規制に影響する詳細なものへと徐々に変化した。また、世界的な金融危機を受け、保険グループの監督や監督当局間の国や業態を越えた連携の必要性が認識された。

2010年には「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み」(以下「コムフレーム」という)の開発が発表された。2014年からは、コムフレームの資本要件として国際保険資本基準 (Insurance Capital Standard) 以下「ICS」というの開発が本格化した。ICSを巡り各国意見に大きな隔たりがあったが、議論を重ねた結果、ICSを含むコムフレームの2019年採択、2020年実施を目指して開発を進めていくことで合意された(2015年)。

損害保険協会は、グローバルベースで一貫性のある資本要件を定めること、異常危険準備金を中核資本に含めること、自然災害リスクのリスク量算出において内部モデルの使用を許容することなどの意見を表明した。

また、OECDは、開発途上国支援活動として防災等をテーマとするセミナーを定期的に開催しており、損害保険協会には、同機構からの要請に応じて、プレゼンテーションも行った(2007年2月、2008年5月、2009年9月、2015年6月)。(おわり)

【文責】日本損害保険協会

ISJ 参加国・地域の拡大

- 1972年:バンコク、香港、ジャカルタ、マニラ、南ベトナム
1973年:クアラルンプール、シンガポール
1978年:ソウル
1986年:パナマ、スリブガワン
1988年:マカオ
1989年:北京、台北
1994年:ハノイ
1996年:ヤンゴン
1999年:プノンペン
2007年:ウランバートル
2016年:ピエンチャン(一般コースのみ)

(注)南ベトナムは1973年まで参加。1994年以降はハノイとして参加。

協力覚書を締結した保険協会

- 1. フランス保険協会 1997年10月締結
2. 英国保険協会 2001年4月締結
3. ドイツ保険協会 2001年5月締結
4. 中国保険行業協会 2003年5月締結
5. 米国保険協会 2003年6月締結
6. 韓国損害保険協会 2003年11月締結
7. インド損害保険協会 2007年3月締結
8. ベトナム保険協会 2009年9月締結
9. インドネシア損害保険協会 2010年1月締結
10. モンゴル保険協会 2010年12月締結
11. マレーシア損害保険協会 2011年1月締結

イ. 保険協会の国際ネットワークの構築 1996年10月に保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors) の会期

IAISは、各国の法律や規制が扱うべき項目を定めた保険基本原則 (Insurance Core Principles) を制定し(1997年)、原則を補完する基準や指針を策定した。また、有償のオブザーバー会員制度を導入(1999年)し、損害保険協会はオブザーバーとして同機構の会合に参加し、市中協議に対応した。

IAISが作成する国際監督基準は、当初のハイレベルで原則的なものから、保険会社の実務や各国の国内規制に影響する詳細なものへと徐々に変化した。また、世界的な金融危機を受け、保険グループの監督や監督当局間の国や業態を越えた連携の必要性が認識された。

2010年には「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み」(以下「コムフレーム」という)の開発が発表された。2014年からは、コムフレームの資本要件として国際保険資本基準 (Insurance Capital Standard) 以下「ICS」というの開発が本格化した。ICSを巡り各国意見に大きな隔たりがあったが、議論を重ねた結果、ICSを含むコムフレームの2019年採択、2020年実施を目指して開発を進めていくことで合意された(2015年)。

損害保険協会は、グローバルベースで一貫性のある資本要件を定めること、異常危険準備金を中核資本に含めること、自然災害リスクのリスク量算出において内部モデルの使用を許容することなどの意見を表明した。

また、OECDは、開発途上国支援活動として防災等をテーマとするセミナーを定期的に開催しており、損害保険協会には、同機構からの要請に応じて、プレゼンテーションも行った(2007年2月、2008年5月、2009年9月、2015年6月)。(おわり)

【文責】日本損害保険協会

特集「損保協会100年のあゆみ」は今回で終了です。主に最近30年間にわたる損保協会の取り組みをテーマ別に振り返ってきましたが、そこにあつたのは、まさに現在まで続く業界の激動の歴史そのものでした。厳しい対応を迫られたことも一度や二度ではありませんでした。まだまだ激変の時代は続きそうですが、これまでの流れや背景を整理した今回の企画が、今後の取り組みの参考の一助になれば幸いです。(編集部)